

## 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する協定書

(疑義等の解決)

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、県及び町で協議の上、これを解決するものとする。

熊本県（以下「県」という。）及び益城町（以下「町」という。）は、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業（以下「事業」という。）の円滑な推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、事業の県及び町の役割を定め、平成28年熊本地震により被災された方々の一日も早い生活再建を図ることを目的とする。

（協定事項）

第2条 前条の目的を達成するため、県及び町が取り組む事項について次のとおり定めるものとする。

- (1) 県は、被災市街地復興特別措置法第6条第3項の規定に基づき、事業を実施すること。
- (2) 町は、事業が円滑に進められるよう、住民との合意形成及び町の将来を見据えたまちづくりの推進について、責任を持って行うこと。
- (3) 県及び町は、事業の実施に必要な組織体制を整備するとともに、町は県に所要の人員を派遣すること。
- (4) 町は、事業の実施に要する経費のうち、工事費から国庫補助金額等を控除した額の10分の1に相当する額を負担すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、県及び町で協議の上、その都度定めるものとする。

（変更）

第3条 県又は町のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

平成30年3月16日

熊本県

代表者 熊本県知事

蒲島郁夫

益城町

代表者 益城町長

西村博則

立会人 益城町議会

代表者 町議会議長

稻田忠則